

# 働き方改革法案は2月下旬

なお、内閣法案自体では「働き方改革」整備に関する法案などを64件が提出される予定。厚生労働省からは「働き方改革を推進するための関係法

同法案では、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率50%の中小企業への適用や、一定額以上の年収を得る専門職従事者を労働時間、休日・深夜の割増賃金などの規制対象から外す「高度プロフェッショナル制度」など、17年の国会で廃案となった労働基準法改正案の事項を盛り込む。更に、自動車運搬業務や建設業務の従事者に対する時間外労働時間の上限規制（当面は月80時間まで）も加える見通しで、2月下旬の提出を目指している。

一方、法務省は、航空運送や複合運送に関する規定や、危険物の荷送り人への通知義務などを新設する商法・国際海上物品運送法の改正案を2月上旬に提出する方針。内閣府では、産業の国際競争力強化と国際的な経済活動の拠点形成に関する施策を集中的に進める。国家戦略特別区域の一部改正案を3月中旬に提出し、特区で革新的技術実証事業（仮称）を創設して道路運送車両法の特例措置を講じていく。